

一人一人を大切に

島根県人権施策推進基本方針 [第二次改定]



2022(令和4)年3月

島根県

目次

はじめに	1
人権とは	2

いろいろな人権課題

①女性	4
②子ども	6
③高齢者	8
④障がいのある人	10
⑤同和問題	12
⑥外国人	14
⑦患者及び感染者等	16
⑧犯罪被害者とその家族	18
⑨刑を終えて出所した人等	20
⑩性的指向、性自認等 (LGBT 等)	22
⑪インターネットによる人権侵害	24
⑫様々な人権課題	26
子ども自身が困ったときに相談できる電話・メール・チャット一覧	28
児童が取り組んだ「みんなが住みやすい町」への第一歩	29
「子どもの権利条約」について	

はじめに

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が1948（昭和23）年に第3回国連総会において採択されてから70年が経過しました。この間、国連を中心に人権に関する様々な宣言、条約が採択され、21世紀を平和と人権が守られる世紀にしようとする取組が世界各国で広がっています。

我が国でも、日本国憲法が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と国民の基本的人権を保障しています。

島根県では、「一人一人の人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現」を目指して、「島根県人権施策推進基本方針」を平成12年に策定、平成20年に第一次改定を行い、人権課題の解決に取り組んできました。

しかしながら、今なお、女性や子ども、高齢者、障がい者に対する人権侵害、インターネットによる誹謗中傷や差別など、様々な人権課題が存在するとともに、災害時の被災者等への配慮など新たな課題も発生しています。

このような社会情勢の変化に適切に対応するため、「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」を策定しました。この方針に基づき、引き続き、国、市町村、関係団体、企業や地域の方々と連携して人権施策を推進していきます。

このたび、児童生徒の皆さんに、学校生活や日常生活の中で、指導者の方と共に、この基本方針に掲げた基本理念に基づき、人権課題について「考え方」、豊かな人権感覚を身につけるとともに課題解決に向けた「実践」につなげていただくための学習資料を作成しました。

今後、県内のすべての学校や市町村等において、この学習資料を積極的に御活用いただき、それぞれの特色や創意を生かした魅力ある人権教育・啓発に取り組んでいただくことを期待します。

国連

「世界人権宣言」

1948(昭和23)年

「人権教育のための国連10年」

1995(平成7)年～2004(平成16)年

「人権教育のための世界計画」

第1～第4フェーズ行動計画

2005(平成17)年～2024(令和6)年

国

「日本国憲法」

1946(昭和21)年

「人権教育のための国連10年」

に関する国内行動計画

1997(平成9)年

人権教育及び人権啓発の推進
に関する法律

2000(平成12)年

人権教育・啓発に関する
基本計画

2002(平成14)年

県

本県における人権問題の
現状と課題

「島根県人権施策推進基本方針」

2000(平成12)年

新しい人権課題等

「島根県人権施策推進基本方針」
(第一次改定)

2008(平成20)年

社会情勢変化への対応

「島根県人権施策推進基本方針」
(第二次改定)

2019(平成31)年

人権とは

1

人権とは

人権とは、「人が生まれながらに持っていて、人間らしく幸せに生きていくための権利」です。

人は、自分も含めて一人一人皆違う存在です。しかし、人が幸せに生きるために必要な「生命の安全」「体や心の自由」「自由に考えること、意見を言うこと、集会などを行うこと」「教育を受けること」「働くこと」などは、誰にとっても欠かすことができません。このようなすべての人が生きていく上で必要な、いろいろな権利のまとめを人権と呼んでいます。

子ども一人一人は大人と同様、地球上でたった一人のかけがえのない存在です。子どもが社会の中で自由に生き生きと生活するため、「子どもの権利条約」では、次の4つの子どもの権利を守るよう定めています。

1 生きる権利

命が守られ、医療、教育、生活への支援などが受けられること

2 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

3 守られる権利

いじめ、体罰、児童虐待、性被害などから守られること

4 参加する権利

自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること

2

一人一人が人間らしく生きるために

一人一人が人間らしく生きるために、一人一人の人権が尊重され、人としてだれもが等しく尊重される社会を実現することが大切です。

ところが、一人一人顔が違うように、考え方・感じ方・意見・好み・性格や能力など、みんな違いがあります。しかし、時には、自分が他人を侵害してしまうことがあります。それは、その人にとっても、自分にとっても、大変不幸なことです。

一人一人違うからこそ、その違いを認め合い、助け合い、補い合うことによって豊かな社会ができるることを理解し、それぞれが自分の個性を十分に伸ばし、發揮していくことが大切です。

3 なぜ人権について学ぶのでしょうか

人権について学習する目的は、自分自身がどのような権利を持っているのか、知らなければ自分の権利を守ることができないからです。また、守るために行動することが大切だと知るためです。

同時に、他人も自分と同じように人権が守られる存在であることを理解し、様々な理由で人権が奪われている人のつらさや困難に気づき、他人のこととしてではなく自分のこととして受け止めるためです。誰もが、かけがえのない大切な存在であることを理解し、豊かな社会をつくるには、自分がどのように行動していくべきよいかを考えることが必要です。

最近は、親しい人の間での暴力や子ども・高齢者への虐待、感染者への差別、インターネット上での人権侵害など、新しい人権の問題が出てきています。また、世界各地では地域紛争などにより、子どもの命が奪われたり学習の機会が失われるなどの深刻な状況が続いています。

人権は、放っておくと守られなくなります。黙っているとそれが人権の問題だと考えられなくなります。みなさんも、ぜひ、周りに目を向けて、想像力を働かせてください。人権の問題が、いろいろな広がりをもって見え、そして考えることができると思います。

一人一人が尊重され、お互いが助け合って生きていく豊かな社会を築くのは、みなさん一人一人の力です。



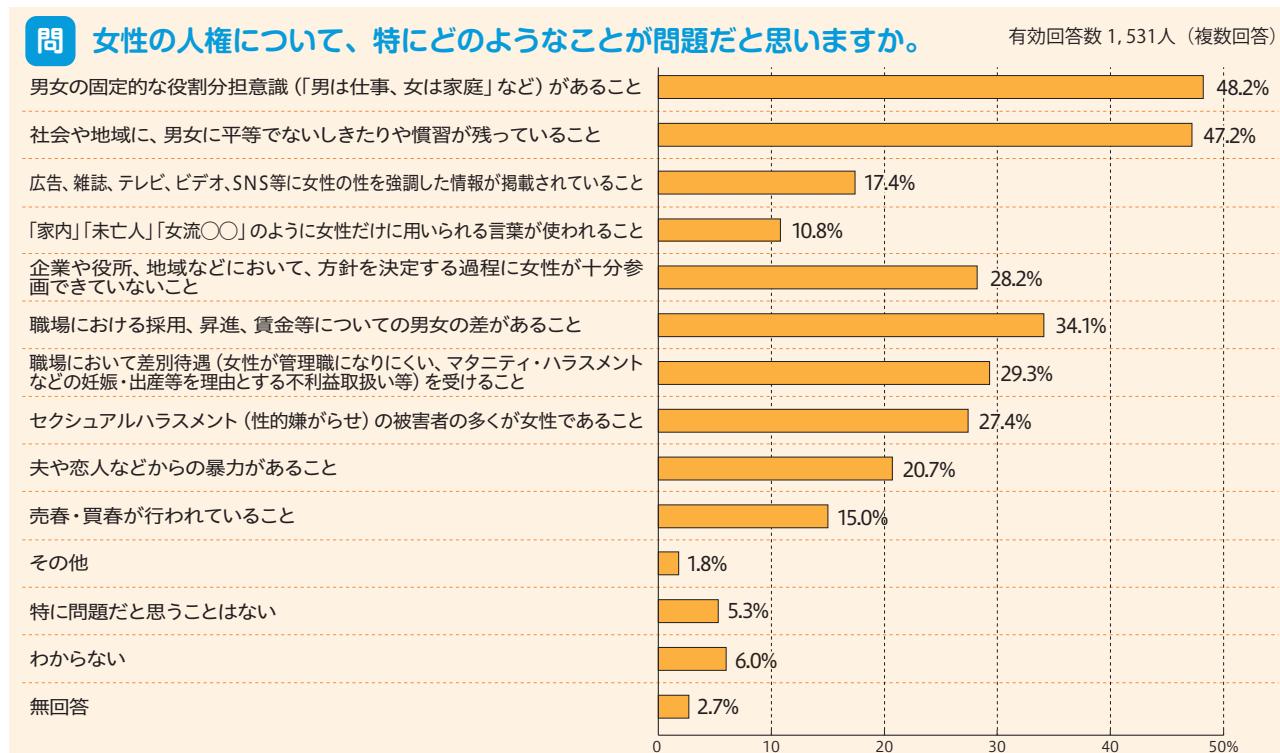
1 女性

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

男女がお互いを尊重し合うこと、また、性別に関係なく、あらゆる分野の活動に参加できることは、一人一人が豊かな人生を送るために必要なことです。

就職する際の条件や賃金等において男女間の格差を禁止した、「男女雇用機会均等法（1986（昭和61）年施行）」によって格差の解消が進んだ一方で、職場でのセクシュアル・ハラスメント（※1）などの発生や、家庭や地域での固定的役割分担、そして女性に対する暴力など、課題が依然存在しています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

○性別に関係なく、一人一人の考え方などが大切にされ、仕事や地域社会での活動に共に参加できるような社会を「男女共同参画社会」と呼んでいます。これを実現するために、「男女共同参画基本法（1986（昭和61）年施行）」に基づき「男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」、「ワーク・ライフ・バランス（※2）の推進」、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」、「個人の尊厳の確立」に取り組んでいます

○「DV（ドメスティック・バイオレンス）（※3）」は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、被害者の多くが女性です。DVのない社会づくりのための広報や研修、また被害者の保護と仕事や住居の確保など自立した生活ができるための様々な支援を行っています。

また、DVの未然防止のために、若い世代の交際相手からの暴力「デートDV」の予防啓発に取り組んでいます。

（※1）セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。身体への不必要的接触、性的なうわさの流布、人目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的に言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

（※2）ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。

（※3）DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいいます。犯罪にもなる重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

男女がお互いを尊重し合い、共に活動に参加する社会にしていくためには？



★就職や勤務条件などで男女の格差をなくす

★家庭で家事や育児を分担する

解説

性別に関わりなく、一人一人の考え方などが大切にされ、仕事や地域社会での活動に共に参加することができるような社会を男女共同参画社会と呼んでいます。

考えてみよう！

「女子なのに」・「男子だから」という言葉について考えてみましょう。

①「女子なのに○○するのはおかしい」または、「男子だから○○しなさい」と言われたことはありませんか。（どんなことを言われましたか、どんなふうに思いましたか）

②みんなの意見を聞いてどう思いましたか。

★性別に関係なく誰でも、「言いたいことがあるんだよ」「泣きたくなることがあるんだよ」など、自分の気持ちを素直に表してみましょう。また、周りの人もそれを肯定的に受け止めましょう。

さらに「いや」と思っていない子もいるので、そのような子の意見もひろいながら進めていきましょう。

ねらい

子どもたちは生まれたときから「女子なのに…」、「男子だから…」と言われることが、今でもあります。これらの言葉の背景には相手を一方的にコントロールしたいという意識があり、相手を暴力によって支配しようとするDV（ドメステック・バイオレンス）とも共通するものです。

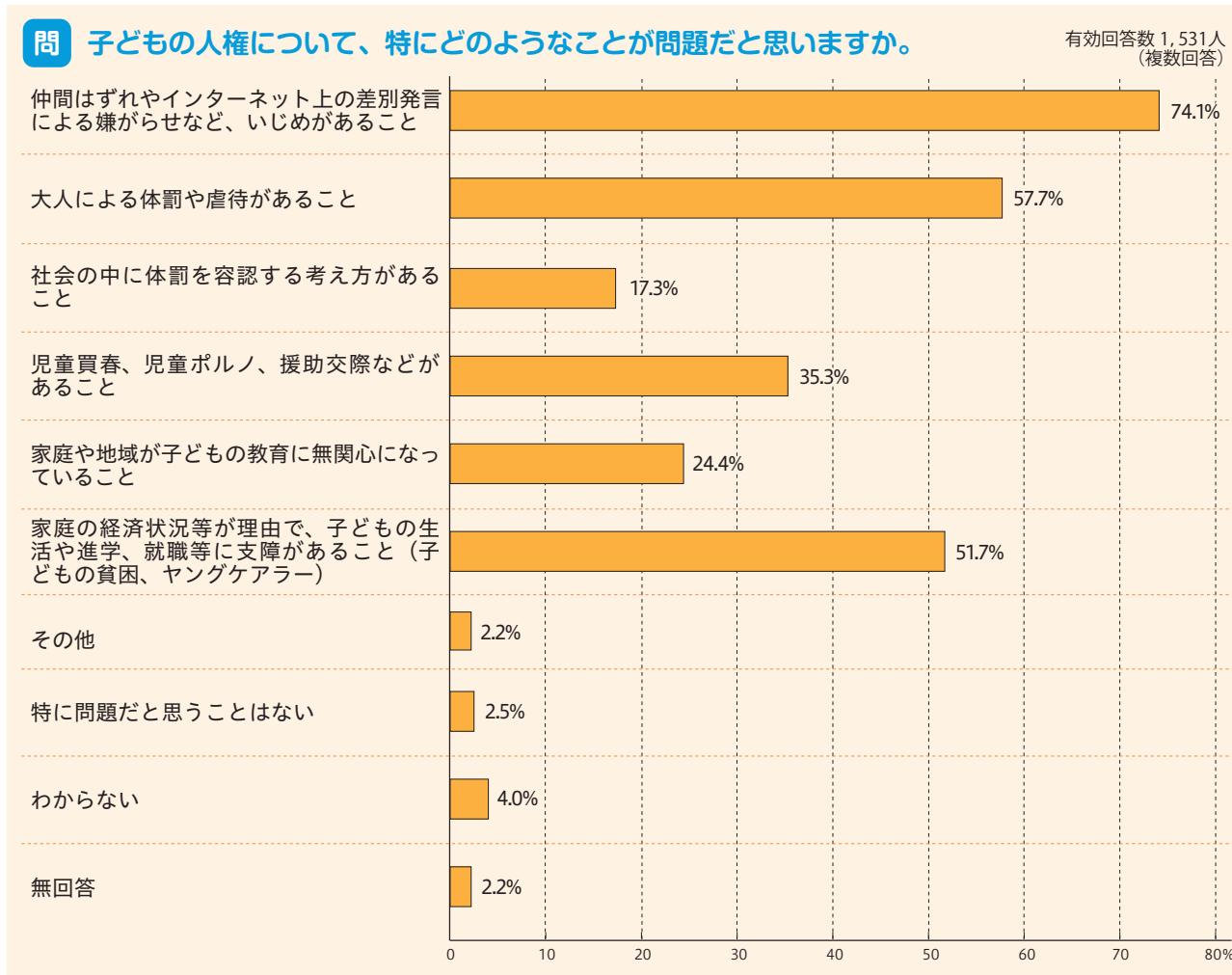
2 子ども

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

しかし、いじめや体罰など、子どもの人権の侵害や、不登校や家庭へのひきこもり、児童虐待も深刻な問題となっています。また、有害サイトの利用による性被害等や、最近では、「子どもの貧困」が問題となっています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。

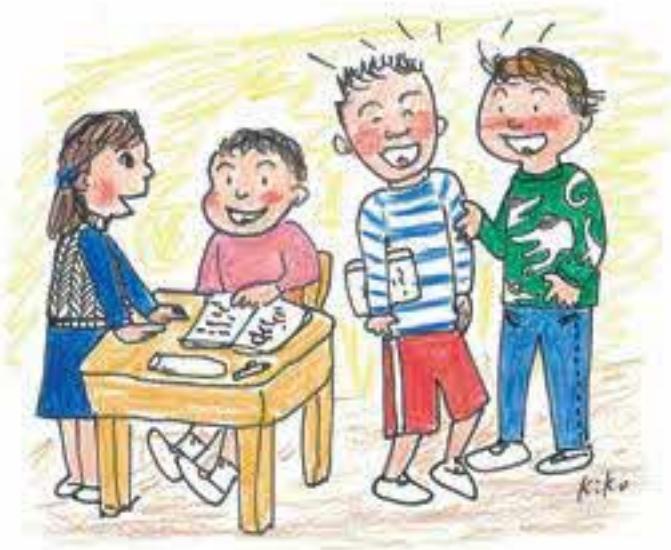


課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のため、行動計画を策定し、子どもの人権が守られ、子どもにとって最善の利益が図られる環境づくりを進めています。
- 具体的には、子どもからの様々な相談への対応や、不登校の子どもへの取組、虐待防止への取組、図書やビデオ・インターネット等を通じた有害な情報から守る取組、困難やリスクに直面する子どもに気づき、支援体制につなげて行く取組等を進めています。

子どもが困った時に相談できる電話、メール、チャットはP28をご覧ください。

学校を一人一人が居心地よくすごせる場所にしよう！



★子どもたちが学びの主体者（主人公）です。グループ学習などを通じて、主体性や協調性を高めていきましょう。

解説

子どもたち一人一人が今を生き、未来を生きる権利の主体として育つために、学校はとても重要な役割を担っています。「子どもの権利条約」でも、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、家庭をはじめ社会全体が子どもにとっての最善の利益を考える努力をしなければならないことが明記されています。

考えてみよう！

あなたは自分の言いたいことが言えずに困ったことがありますか？

きのうは遅くまでゲームをして、すっかり夜更かししてしまったダイスケくん。翌朝、学校で、あなたに「おい、おまえの宿題見せろ！それと、漢字10回書くのやっつけ！」と言ってきました。



①ダイスケくんにこんなことを言われたらどう思いますか。

★「ぼく、やだよ。できなかったことを先生にちゃんと説明したほうがいいよ」とか「宿題は自分でやらないと意味がないよ」など、自分の言いたいことをきちんと伝えることが大切です。その際に、相手に理解してもらうためには、どう言えば良いかを考えることも必要です。

②その気持ちをどのように伝えますか。

★「友達に相談して一緒に言う」とか「今日は我慢して言うことを聞くが、もし続いたら友達や先生に相談する」など、面と向かって言えない場合の対応も考えることが大切です。

ねらい

「いじめ」は子どもたちの身近にあります。だからこそ、日々の学校生活を振り返りながら、子どもたち自身が「いじめの芽」に早く気づくこと、日頃からその対処法などについて具体的に考えておくことが大切です。

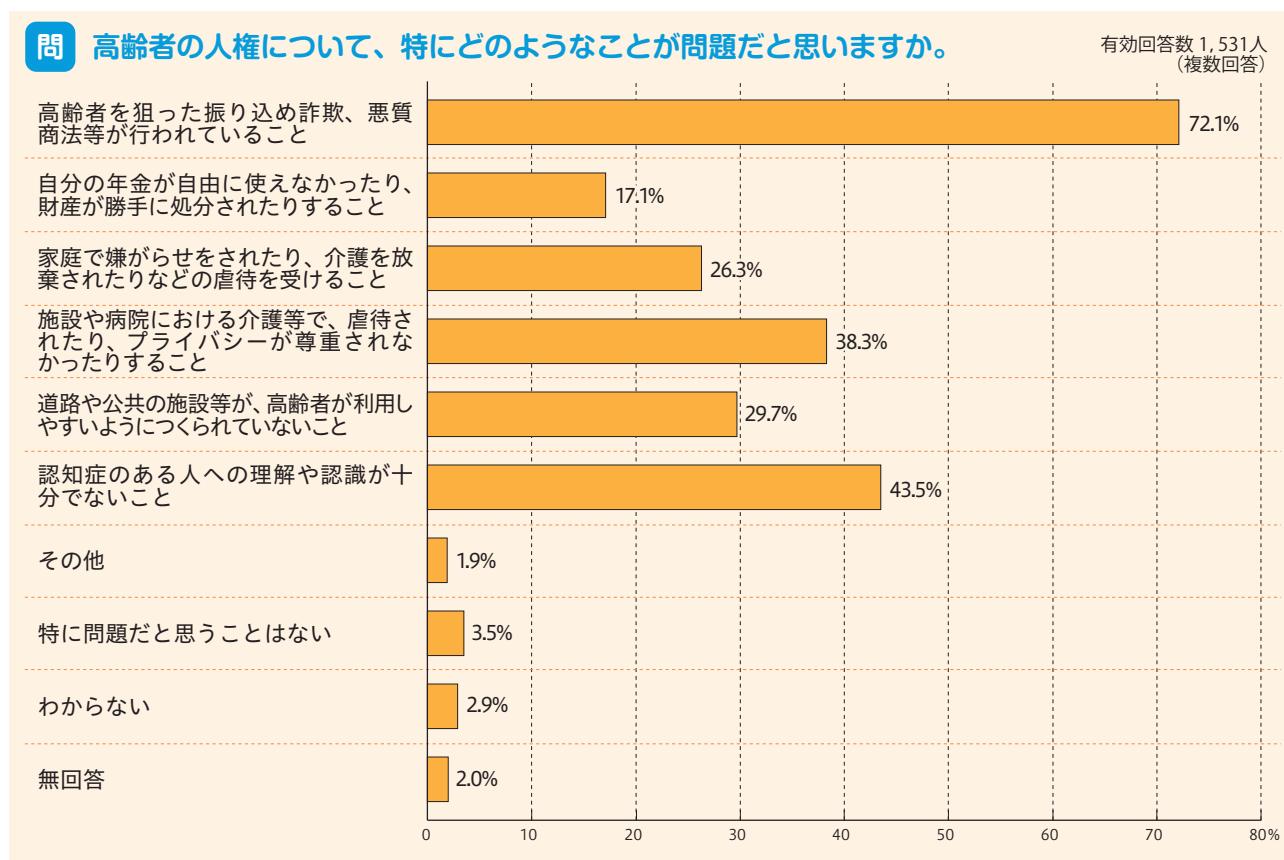
3 高齢者

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

島根県は全国に先立ち高齢化と人口減少が進行し、「日本の将来推計人口（平成 29 年 4 月推計）」等によれば、2030（令和 12）年には県人口が約 588 千人（平成 22 年 717 千人）、高齢化率（※1）は 37.0%（平成 22 年 29.1%）まで上昇すると推計されています。

人が年を取り、たとえ認知症になったり介護が必要となっても、人として尊重されて生活ができることは、豊かな社会をつくるために重要なことです。県民誰もが高齢期を安心して過ごせる社会、高齢者が自立と尊厳を持てる社会を率先して作り上げていくことが求められています。

次のグラフは、令和 3 年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

○高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組である、地域包括ケアシステム構築の取組を、市町村と連携して進めるとともに、虐待の防止、権利擁護制度の活用等、人権に配慮した自立支援を促進しています。

○高齢者の知識と経験を生かした社会参加や地域住民との交流を進め、ともに支え合う地域づくりを進めています。

(※ 1) 高齢化率

65 歳以上人口を「高齢者人口」、その総人口に占める割合を「高齢化率（65 歳以上人口 ÷ 総人口）」として、社会の高齢化の程度を見ています。

高齢者が生き生きと生活できる社会を実現しよう！



★郷土の歴史や昔の遊び、農業やものづくりの方法など、高齢者の方は豊富な経験や技術、知識を持っておられます。

解説

島根県は、全国に先立ち高齢化が進行しています。私たちは、高齢者が「自立と尊厳」を持つ社会を率先してつくり上げていくことを求められています。そのためには、高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、高齢者自らの生活安定と生き甲斐につながったり、地域社会で一定の役割を果たすことができるようになりすることが大切です。

考えてみよう！

①上の絵で、なぜ、高齢者がにこにこしているのか考えてみましょう。

②あなたが、高齢者と一緒に活動したときに、楽しかったこと、すごい感じたことやうれしかったことがあれば書いてください。

ねらい

高齢者の8割は自立した「元気高齢者」であると言われています。実際、高齢者のボランティア活動への参加意欲は高く、地域活動や子育て支援などへの関心が高まっています。島根県が進めている「ふるさと教育」は、学校外の「地域の教育資源」（ひと・もの・こと）を活用し、地域の人たちとの関わりを通して子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育もうとするものです。こうした取組により、高齢者自身の健康・生きがいづくりにもつなげることが大切です。

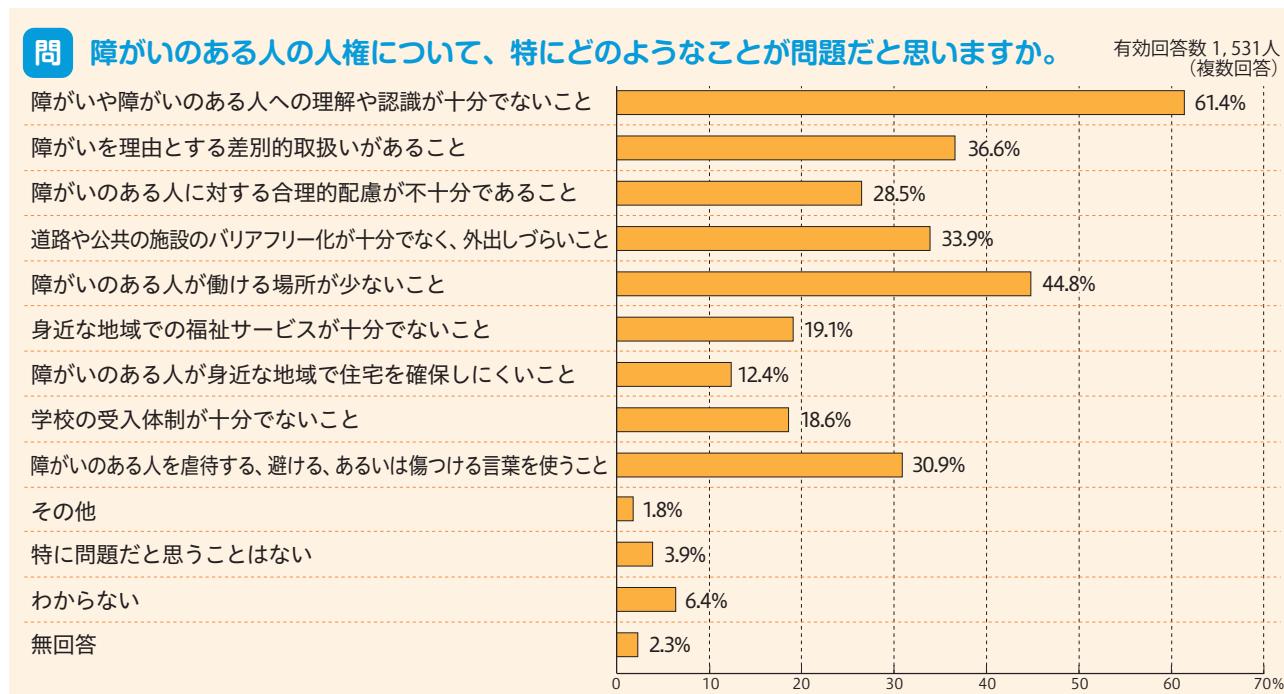
4 障がいのある人

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

障がいのある人が飲食店の利用を断られる、窓口で筆談に応じてもらえないなど、障がいのある人への理解や配慮はいまだ十分とは言えません。このため、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとは言えない状態にあります。

国が行った「障害者に関する世論調査（2017（平成29）年）」において、約8割以上の人人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答しています。また、県が行った「人権問題に関する県民意識調査（2021（令和3）年）」では、障がいのある人に対する人権上の問題として、約3割の人が、「道路や公共の施設のバリアフリー（※1）化が不十分で外出しづらい」と回答しています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 「障害者差別解消法（※2）」の趣旨・目的等について、関係機関や各種団体と連携しながら広報啓発を実施していくとともに、障がいを理由とする差別解消のため、相談体制の充実や、「あいサポート運動（※3）」を進め、県民一人一人が、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組んでいます。
- 障がいのある子どもたちの自立と主体的な社会参加の実現のために、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施や、理解を深めるために、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちとの交流や共同学習などの福祉教育を進めています。
- 障がいのある人への就労支援や虐待防止など、権利を守るために施策の充実を図っています。

（※1）バリアフリー

障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的な障壁の除去だけでなく、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。

（※2）障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013（平成25年）制定）」で、障がいのある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」を求めるもの。

（※3）あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポート』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動。

障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立して生活するためには？



考えてみよう！①

障がいのある人が、困っている場面です。
どうして困っているのか考えてみましょう。



ねらい

障がいのある人が社会の中で生活していくためには、段差等の物理的な障壁の除去（バリアフリー）や点字ブロックの設置など暮らしやすい町づくりを進めるとともに、その目的や意味を正しく理解していくことが大切です。

考えてみよう！②

そういう様子を見かけたら、あなたはどうしますか？

ねらい

障がいのある人を「弱い人」「助けねばならない人」ととらえるのではなく、相手の気持ちを大切にしながら、「どうされましたか？」「何かお手伝いしましょうか？」などと話しかけることが大切です。また、話しかける時には、横や後ろからでは自分に話しかけられているかどうかがわかりにくいため、正面から話しかけるようにしましょう。他にも、困っている障がい者に声をかけられた際には話を聞いてみて、場合によっては周りにいる人に手助けを頼むことも大切です。

★駅のホーム

（エレベーター、点字ブロック、警備員）

★車いすのままで買える自動販売機

解説

「ユニバーサルデザイン（※4）」の普及
が図られています。

（※4）ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、全ての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指し、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

5 同和問題

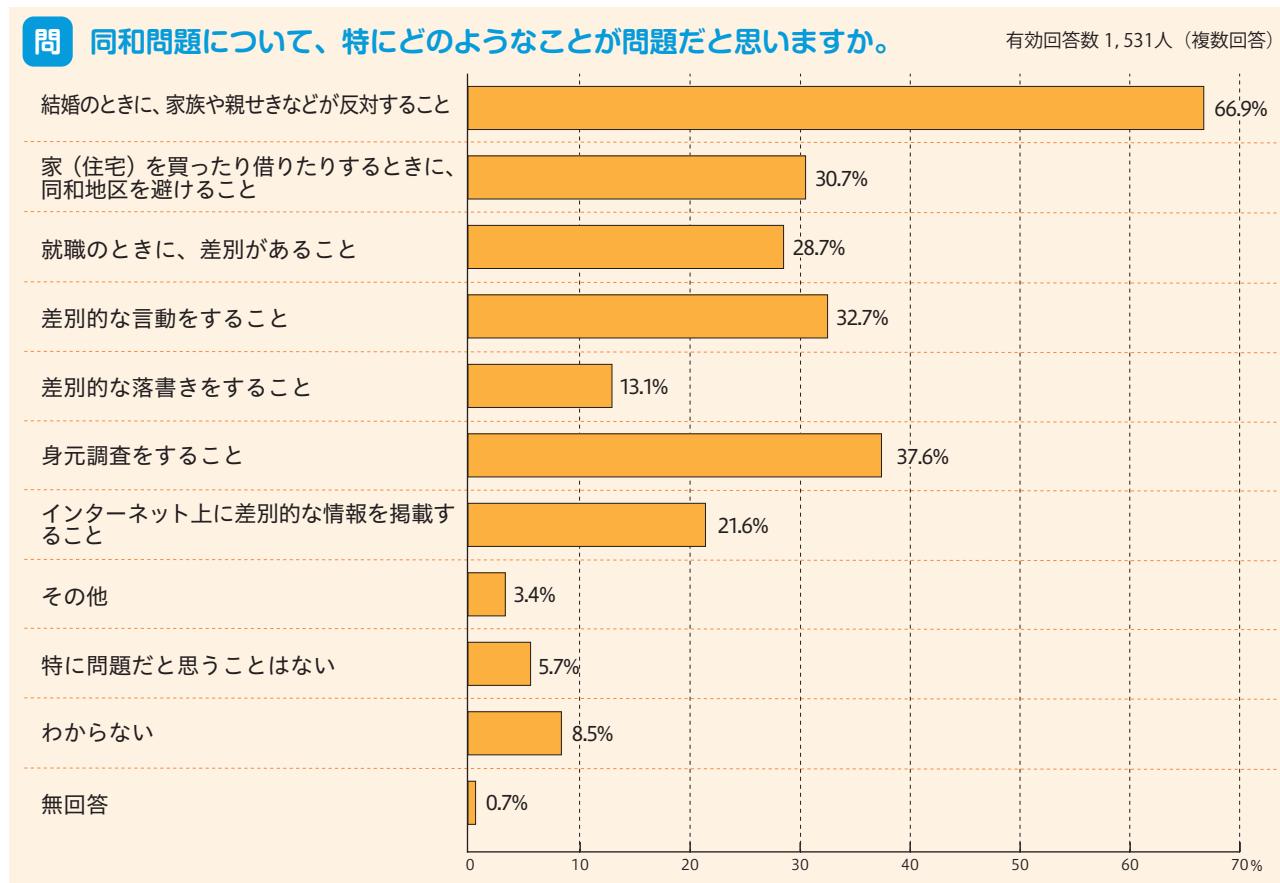
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活などで様々な差別を受けるという、日本国憲法によって保障された基本的人権が完全に保障されていない問題です。

その解決のため、三十数年にわたる国・県・市町村などの集中的な取組と、地区住民の自主的な努力により、生活環境をはじめ様々な分野で改善が大幅に進んだところです。

しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとして、「部落差別解消推進法（2016（平成28）年12月）」が公布・施行されました。この法律は、広く国民全体に部落差別のない社会の実現を呼びかけるもので、部落差別のない社会を実現することを目的とし、国及び県市町村が相談体制を充実させること、教育及び啓発を行うことなどの部落差別解消に関する施策を実施することが定められています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、全ての児童生徒が、人権意識を高め差別をなくす実践力を身に付けるとともに、自己実現に向けての意欲・技能などを育む教育を進めています。また、地域では、同和問題の解決を自分の問題として取り組むことができるよう講演会の開催など啓発を行うとともに、学校や家庭、地域が一体となって同和問題を解決する取組を進めています。
- 就職に関する差別をなくすため、企業等での不適切な採用選考がないように取り組むとともに、農林水産業や商工業を振興して就労を進める取組や、隣保館等での相談活動の充実に努めています。

考えてみよう!

次の詩を読んで、感想を出し合いましょう。

人の値打ち

江口いと

何時（いつ）かもんぺはいて
バスに乗ったら
隣座席の人は私を
おばはんと呼んだ

戦時中よくはいたこの活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの
着物とおもっているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て
汽車に乗ったら
人は私を奥さんと呼んだ
どうやら人の値うちは
着物で決まるらしい

講演がある
何々大学の先生だと言えば
内容が悪くても
人々は耳をすませて聴き
良かったと言う
どうやら人の値うちは
肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には
人々はそわそわして帰りを急ぐ
どうやら人の値うちは
学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが 部落にお嫁に来る
でも生まれた子供はやっぱり
部落の子だと言われる
どうやら人の値うちは
生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日
このあやまちに気付くであろうか

出典「人の値うち 江口いと人権の詩」
(江口いと著 今野敏彦編・解説 明石書店発行)

ねらい

自分の中に偏見（思い込みや決めつけ）や差別がなかったかふりかえってみることや、生まれや学歴等にとらわれがちである社会意識を変えていくことが必要です。

6 外国人

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人住民は年々増加する傾向にあります。それに伴い、国籍や言語も多様化しており、県内の外国人住民は、2020（令和2）年現在で、8,917人、出身地は68の国・地域に及びます。

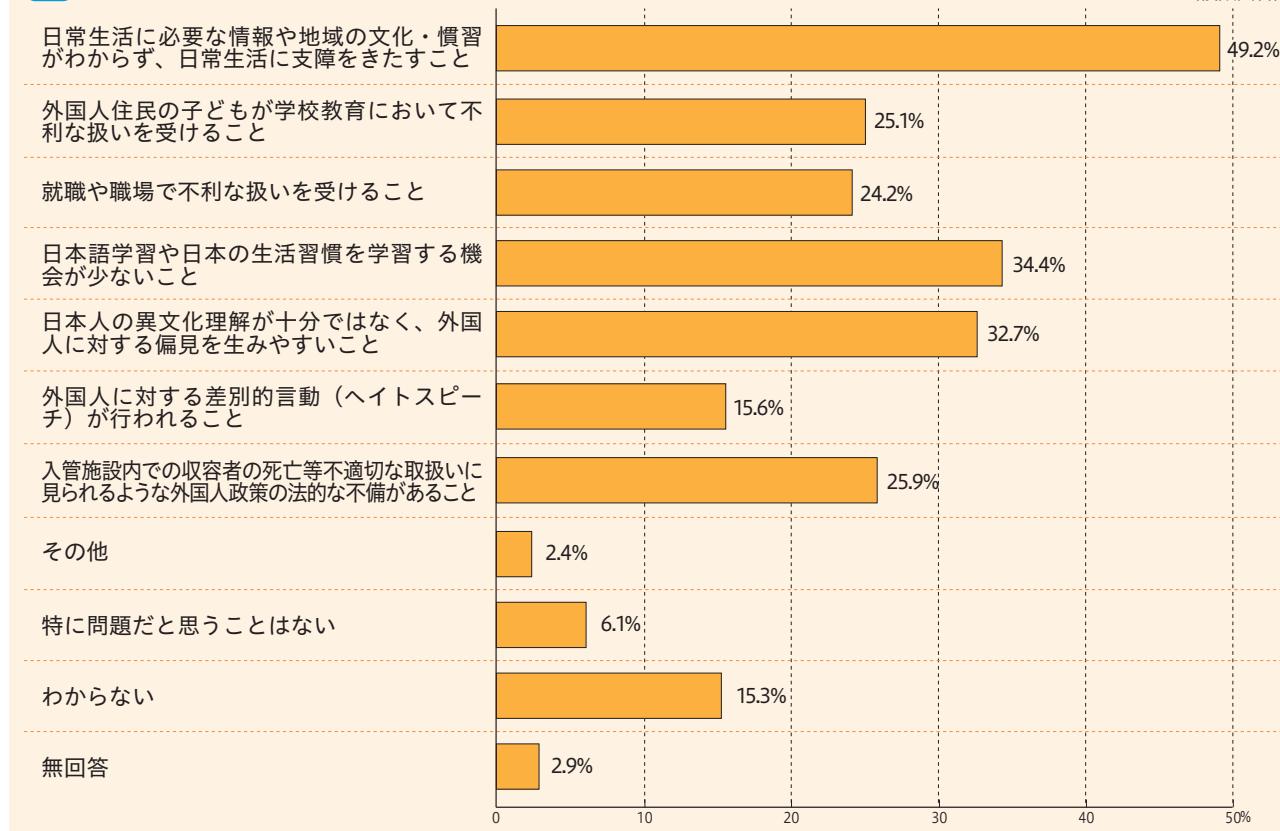
のことから、県では国籍にかかわらず全ての県民が共に生きる「多文化共生社会」を推進するため、関係機関、団体等と連携し、外国人住民を支援するための各種施策を実施してきました。しかしながら、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と外国人住民との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する様々な問題が生じています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっています。こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、「ヘイトスピーチ解消法（2016（平成28）年）」が施行されました。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

有効回答数 1,531人
(複数回答)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 留学や就労、結婚等、様々な理由による外国人住民の増加に伴い、他の国の文化に接する機会が増えてきている中で、日本人住民と外国人住民が同じ地域に暮らす住民として相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての県民が安全・安心に暮らす、「多文化共生社会」の実現を進めます。
- 外国人住民に対する適正な雇用・労働条件の確保や様々な生活場面でのサポートのため、相談体制を充実する取組なども進めています。

地域で暮らす外国人の生活・文化を理解しよう！



解説

外国人住民の増加に伴い、国籍にかかわらず全ての人が、同じ地域に暮らす住民として、共に生きる社会づくりの取組が進められています。例えば、簡単な日本語であれば理解できる外国人も多いため、「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとることも効果的です。

考えてみよう！

外国での生活について考えてみましょう。

あなたの家の近所に、外国人の家族が引っ越してきました。

① その家族は、どんな不安があると思いますか？

② あなたは、どのようにつきあっていきたいですか？

③ お国はどちらですか？
(やさしい日本語で
言いかえてみましょう)



ねらい

日本語が分からぬ人が日本社会で生活するのは、想像以上に大変なことです。しかし、外国人への理解や地域社会での交流はそれほど進んでいません。ここでは外国人が日本社会で孤立しないよう、地域でのつながり方について考えます。

7 患者及び感染者等

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

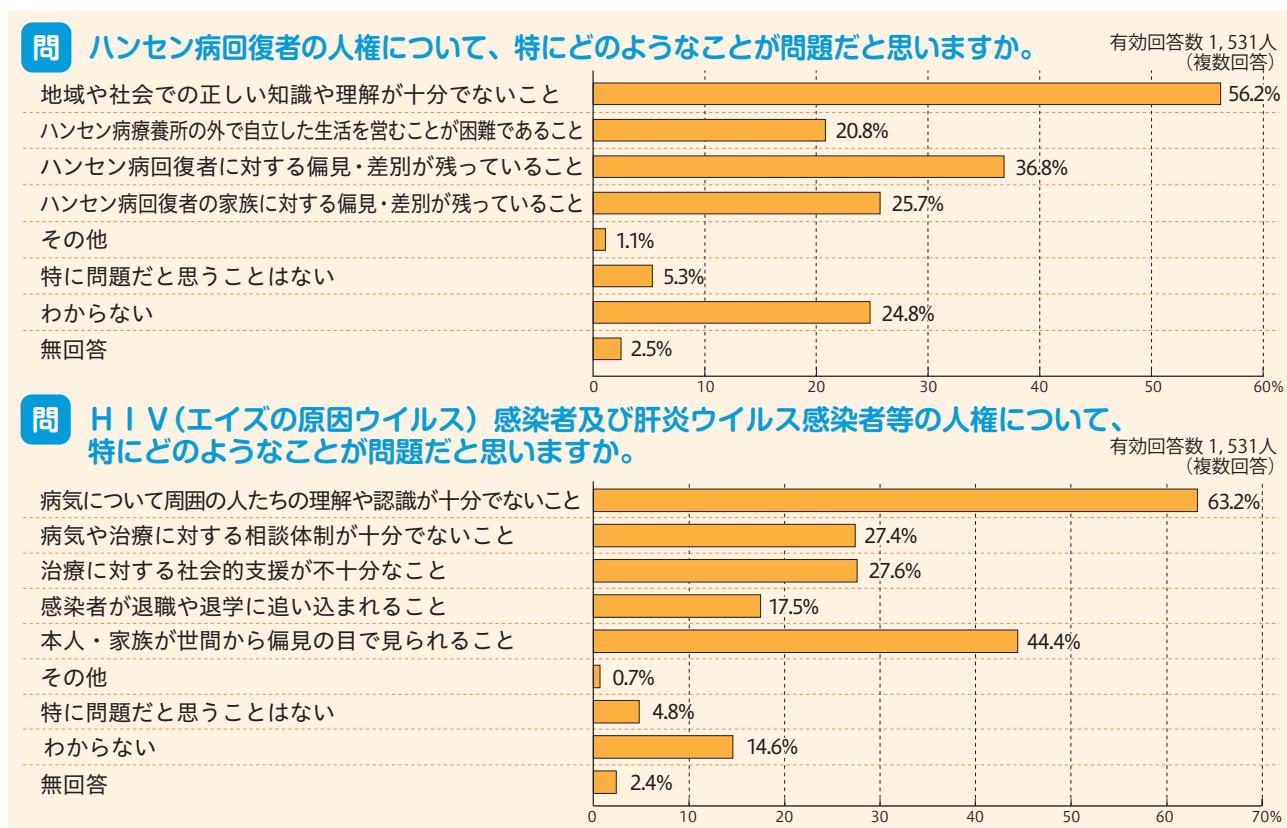
医学的に不確かな知識や思い込み等から、病気で治療を受けている患者や感染者、元患者（回復者）、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病（※1）は、1947（昭和22）年に特効薬「プロミン」による治療が日本でも始まって以降、様々な薬が開発され、治せる病気になりました。しかし、ハンセン病の患者は1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、国による療養所への強制隔離が継続されたことから、その家族も含めて想像を絶する偏見や差別を受けてきました。

また、HIV（エイズウイルス）感染者等には、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が発生しています。

今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同じ問題が起こるおそれがあります。

次のグラフは、令和3年度の島根県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、ハンセン病やHIV等の感染症をはじめ、様々な病気と予防に関する正しい知識を学ぶとともに、患者やその家族等に対する偏見・差別をなくす学習が進められています。
- 患者や家族等からの医療等に係る相談に応じるとともに、感染症等に関する正しい知識や「インフォームド・コンセント（※2）」を広める広報を行うなど、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりを進めています。

（※1）ハンセン病

「らい菌」に感染することで、手足などの末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な病的な変化がおこったりし、早期に適切な治療を行わないと体の一部が変形するといった後遺症が残ることもある病気で、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとってハンセン病と呼ばれています。らい菌は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気ですが、以前は恐ろしい伝染病であると考えられていました。国は1931（昭和6）年に法律をつくり、各地の療養所にすべての患者を隔離する政策を行いました。

（※2）インフォームド・コンセント

医師が患者に病状や治療目的、リスクなどについて説明し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。

大切な人と共に生きるためにには？



学習会の様子



校外学習にて、丸山知事と

[提供 松江市立皆美が丘女子高等学校]

★患者及び感染者等を受け入れ、支えるために、たくさんの人達が様々な活動をしています。

解説

HIV 感染者は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。

考えてみよう！

Aくんの訴えを聞いて、あなたはどう思いますか？

ぼくのそばにいるだけで、子どもたちがエイズにかかるかもしれないと思っている人もいるんだって。心配ないのになア。かぜやはしかのウイルスは空気の中をとんでいけるからうつることははあるけど、エイズのウイルスはとんでいくことができないからだ。ウイルスは身体の外に出ると弱っちゃうし、空気にふれたり、何かの上に落ちたりすると死んじゃうんだよ。

出典「AIDS をどう教えるか第2版」（五島真理為・尾藤りつ子編著 解放出版社発行）抜粋

★この文章を書いたジョナサンさんは、未熟児で生まれ、赤ちゃんの時に受けた輸血が原因で HIV に感染しました。最初は HIV に対する周囲の無理解によって、小学校に行くことができませんでしたが、家族やまわりの人びとに支えられながら、前向きに病気を受け入れ、今では学校に通っています。



ねらい

HIV は普段の生活ではうつりません。にも関わらず小学校に行けなかったのは、周囲の人がHIV のことを正しく知らなかったからです。HIV 感染者やエイズ患者に対する差別・偏見をなくすためには、HIV に対する正しい理解が大切です。

補 足

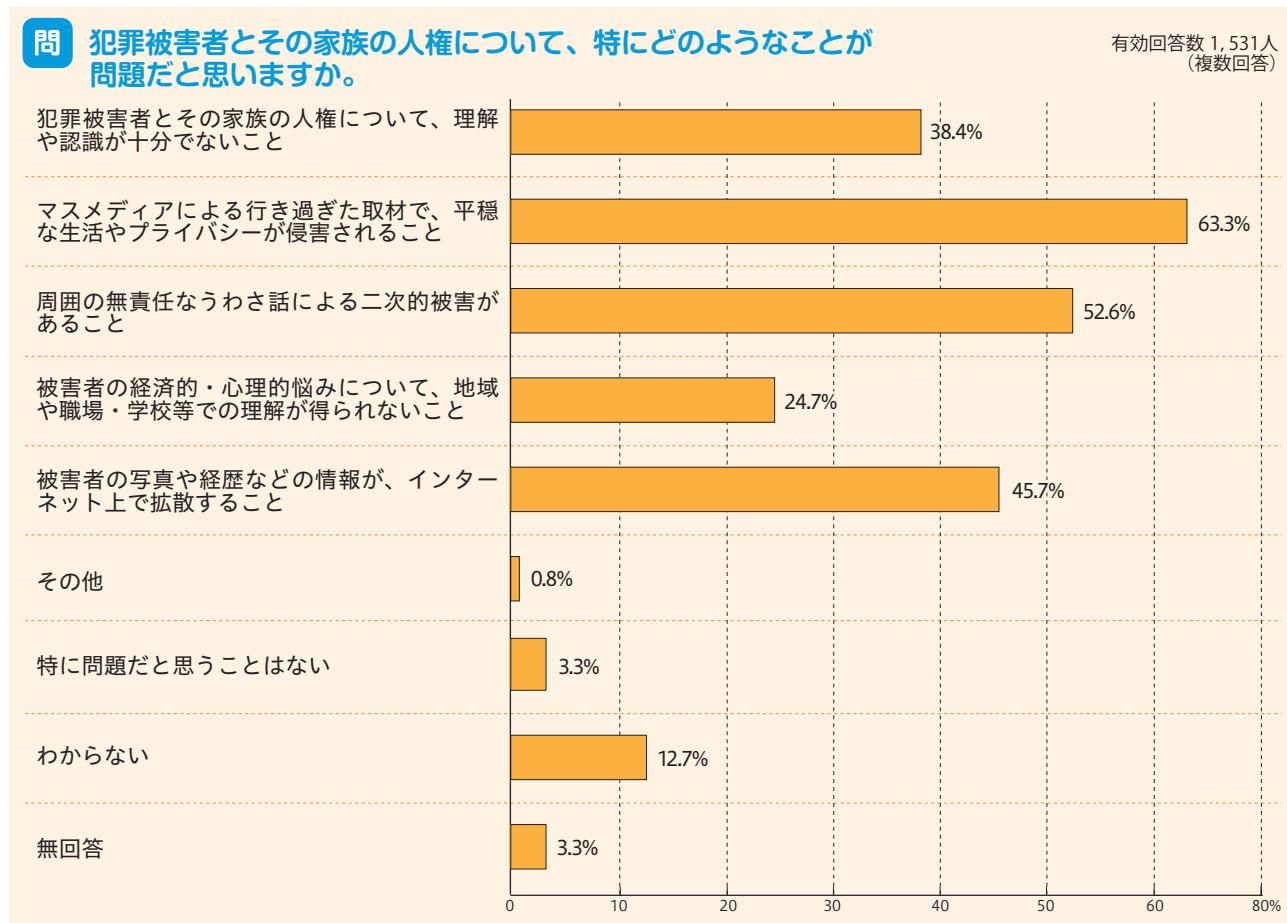
最近では新型コロナウイルス感染症に関連した感染者とその家族、医療従事者などのエッセンシャルワーカーなどへの偏見や差別が問題となっています。

8 犯罪被害者とその家族

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下、犯罪被害者等）は、犯罪の直接的な被害にとどまらず、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的被害等の二次的被害で苦しめられることも少なくありません。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 犯罪被害者等が置かれている状況について、教育活動や広報・啓発により県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運を醸成していきます。
- 犯罪被害者等の経済的な負担軽減のために犯罪被害者等への給付金の支給や医療費の一部公費負担等、また精神的な負担軽減のためにカウンセリング支援や公益社団法人島根被害者サポートセンターと連携し、電話・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等の支援活動に取り組んでいます。
- 同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループへの支援等や、犯罪被害者等からの各種相談窓口について県民への周知と利用を促進するとともに、迅速・的確な相談対応に努めます。

犯罪被害者の声が聞こえますか？



生徒の前で話をする江角真理子さんの母親の江角由利子さん



犯罪被害者支援パネル展の様子

[提供 公益社団法人 島根被害者サポートセンター]

★ 1999（平成11）年12月26日の夜、当時、大学3年生だった江角真理子さんと友人3人は倉敷市にクリスマスのイルミネーションを見に出かけました。しかし、その帰り道、対向車線に飛び出してきた飲酒運転の暴走乗用車に正面衝突され、江角さんと2人の友人が亡くなりました。

解説 亡くなった娘たちが生前履いていた靴、成人式や旅行先での写真を飾り、母親の江角由利子さんは「二度と同じような犯罪を起こして欲しくない」、「亡くなった命は再生できない。娘たちが一生懸命生きていたこと、命の大切さを多くの人に伝えたい」と「生命のメッセージ展」に込める思いを話されました。

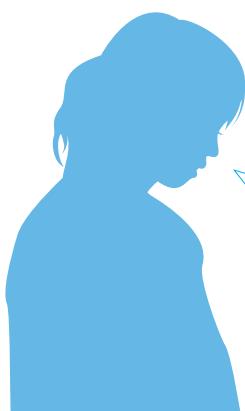
考えてみよう！

事故後の江角由利子さんの話を読んで、あなたはどう思いますか？

事故後、知り合いと顔を合わせるのがおっくうで、外出できなくなりました。

買い物には地元を避け、隣の市などへ出かけました。友人からのおかずの差し入れがありがたかったです。地元で買い物できるようになるまでに数ヶ月かかりました。

他人の心無い言葉に傷ついたこともあります。町内的人が「若い女の子があんな時間に出歩いているから事故にあう」と話していたと人づてに聞きました。また、お葬式で「あなたのところは、もう二人子どもがいるのだから」と励まされました。



ねらい

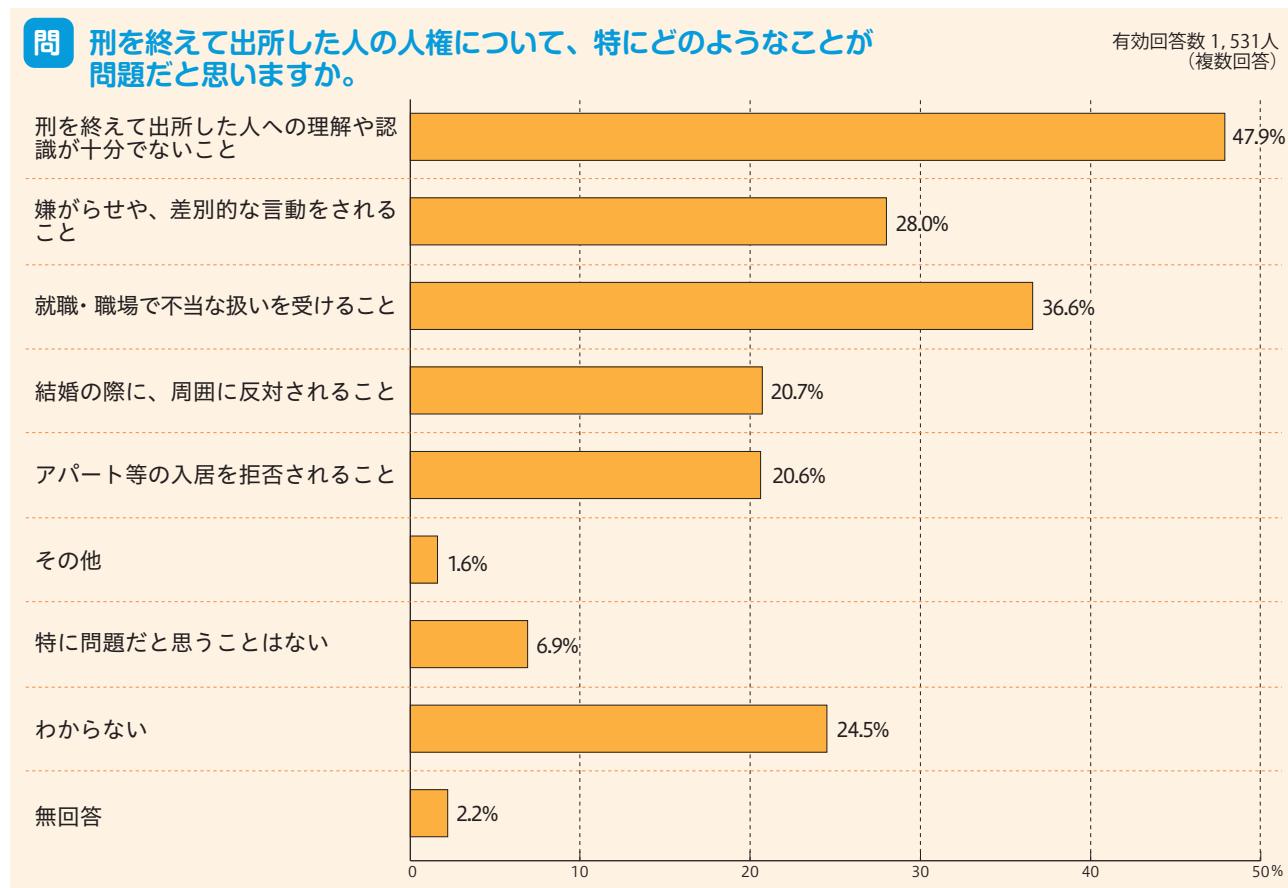
- ①事実を確認せず発言・報道することは、人権侵害につながるおそれがあります。また、マスコミの過度の取材や近所のうわさにより、被害者及び家族がさらに苦しむこと（二次的被害）があることを理解しましょう。
- ②励ましのつもりの言葉も、ご両親にとってはつらい言葉となりました。父親の江角弘道さんは、「親にとってこの子の代わりはない」とことや「自らの生命、他人の生命の尊さをより多くの子どもたちに知ってほしい」と想いを話されました。

9 刑を終えて出所した人等

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、県民の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。

また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 刑を終えて出所した人が、再び地域社会の一員として円滑に社会復帰ができるよう、保護観察官をはじめ保護司や就職先の事業主などが支援を行っています。
- 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関や団体が協力して啓発活動を行い、温かく受け入れる地域社会づくりを進めています。

刑を終えて出所した人を支援します

更生保護施設しらふじ

犯罪をした人や非行のある少年の中には、頼れる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、また、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。更生保護施設では、こうした人たちを一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担っています。



法話の集い



ボランティアとの交流



地域の文化祭でのPR

島根あさひ社会復帰促進センター

『再び罪を犯すことなく、自他を傷つけない生き方を』

島根あさひ社会復帰促進センターでは、地域の自然、産業、文化に力を借りて、出所後の就労面での有効な支援となる各種作業・職業訓練、犯罪行動の変化を徹底して促す教育プログラム、出所後の帰住環境への働きかけなどを実施していきます。



盲導犬の育成



刑務作業（農業）



職業訓練（介護福祉士の実習場）

考えてみよう！

刑を終えて出所した人々の人権について考えてみましょう。

①刑を終えて出所した人が社会復帰を果たすためには、周りの人々のどのような理解・協力が必要だと思いますか？

②どうしてそのように考えましたか？

ねらい

刑を終えて出所した人やその家族が、社会の中で生活するのはとても大変なことです。偏見や陰口などによって、その人たちが孤立することがないように、ここでは周りの人たちの理解・協力について考えます。

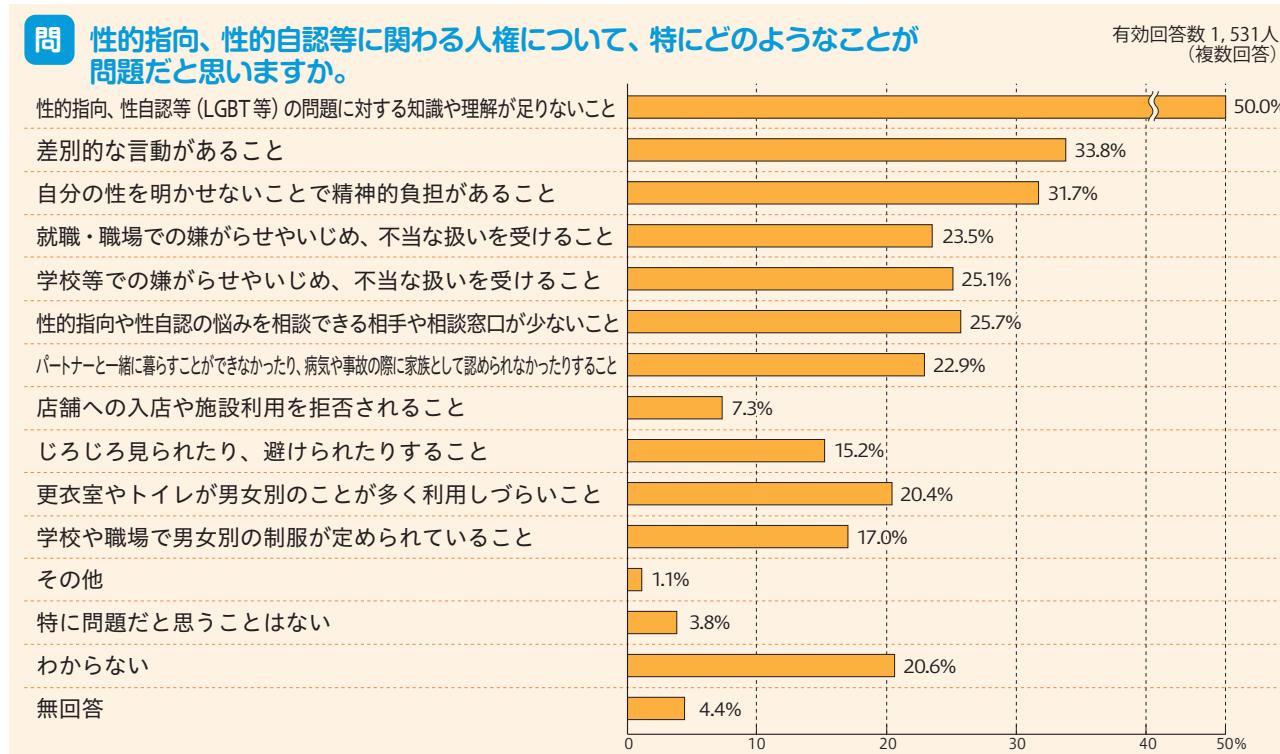
10 性的指向、性自認等(LGBT等)

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

性的指向（※1）や性自認（※2）に関するLGBT（※3）等の当事者は、日本において人口の10%近くであると推定（※4）されています。

しかしながら、未だ男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解不足のため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象となったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、様々な問題に直面しています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

○地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への啓発や相談対応の充実を図っています。

○LGBT等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、児童生徒の他者の考え方や気持ちを共感的に受け止める感性や、よりよい関係を築くよう接するための能力を身につけさせる人権教育を推進し、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組んでいます。

(※1) 性的指向

人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているかを示す概念。

(※2) 性自認

自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいう。

(※3) LGBT

下記の頭文字を取って組み合わせたもの。

L：女性の同性愛者（Lesbian: レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay: ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual: バイセクシュアル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（Transgender: トランジンダー）

(※4)

公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える（平成29年3月発行）」による

子どもが困った時に相談できる電話、チャットはP28をご覧ください。



[島根県教育委員会人権同和教育課「性の多様性が認められる学校づくり」]
<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoku/>

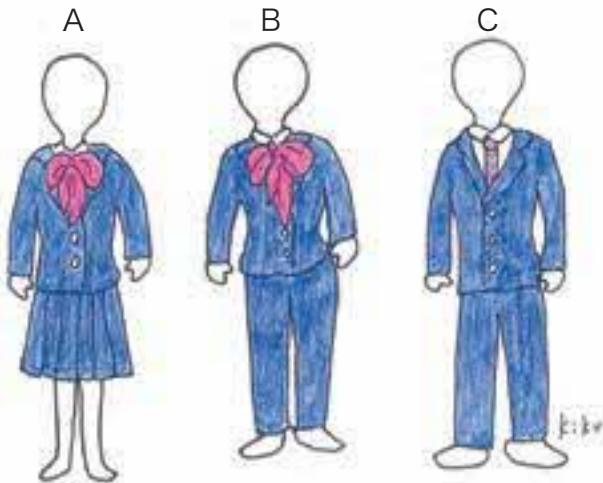
解説

性的指向や性自認に関わることが、いじめや不登校、自死の原因につながっている事例もあります。性的指向か性自認等で悩んでいる子どもも含め、すべての子どもが安心して生活できる学校づくりを進めましょう。

考えてみよう！

制服について考えてみましょう。

① 「A、B、C どれにしようか」と悩んでいる友だちがいます。あなたはどのような言葉をかけますか？



② どうしてそのように考えましたか？

ねらい

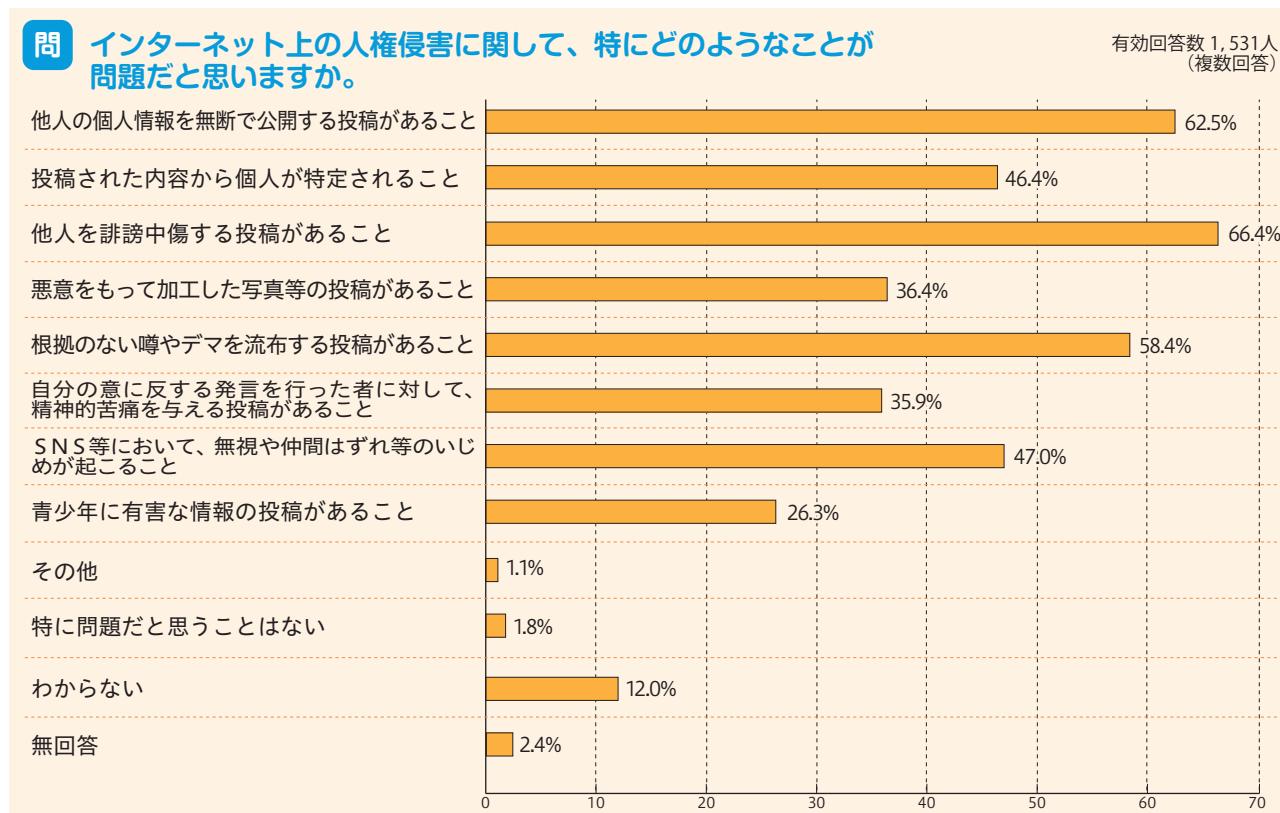
性的な理由だけでなく様々な理由により制服への違和感を感じている子どもたちがいます。困ったときは一人で悩まず、信頼できる人（保護者、先生など）に相談することが大切です。

11 インターネットによる人権侵害

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

インターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を送ることができるようになりました。しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害するなどの悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる情報が掲載されるなど、匿名性を悪用した深刻な人権侵害が全国的に多発しています。

次のグラフは、令和3年度の島根県県民意識調査の結果をまとめたものです。



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 定期的にインターネットの電子掲示板などのモニタリングを実施したり、法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めています。
- 県民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校や職場、地域などで様々な機会を通じて啓発を進めています。
- インターネット上の人権侵害情報の氾濫などを抑制していくため、国に対し「プロバイダ責任制限法^(※)」の改正など実効性のある制度の確立を要望しています。

(※) プロバイダ責任制限法

正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、2002（平成14）年に施行されました。インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、インターネットへの接続サービスを提供するプロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請し、事業者がこれらを削除したことについて、権利者（その情報の発信者）からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

子どもが困った時に相談できる電話、メールはP28をご覧ください。

インターネットを正しく使うためには？



★子どもにスマホ（スマートフォン）を持たせる場合はフィルタリングの利用や、家庭でのルールづくりを行うことが大切です。

解説 IT（情報技術）の発達により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、家族間のコミュニケーションや子どもの安全を確保するなどの理由から、小学生にスマホを持たせる家庭も増えてきました。

考えてみよう！

スマホの使い方を間違うことによる危険性について、下の絵を見て考えてみましょう。



★ネットやSNS上で悪口を書かれた
悪口を書いた



★SNSやメッセージが気になり、なかなか眠れない

ねらい

スマホはその利便性の一方で、様々なトラブルの原因にもなっています。絵のようにネット上で個人のプライバシーを侵害するような内容や悪口が書かれたり、相手の都合も考えずに夜遅くにSNSなどでのやりとりを行うなどはその一例です。困ったときには一人で悩まず、すぐに身近な人に相談することが大切です。

12 様々な人権課題

これまでの 11 の人権課題の他に、次の 8 つの課題や、新たに対応すべき課題に対しても、いろいろな機会に県民の人権意識を高め、差別や偏見をなくしていく取組を進めています。

1 プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。近年、情報化の進展により USB メモリーなどデータ記憶媒体の紛失だけではなく、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが侵害される事象が発生しています。こうした状況を踏まえ、国や県では、法律や条例をつくり、これらの法令等に基づいて、個人の権利や利益の保護に取り組んでいます。

2 迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま（※1）」や「つきもの（※2）」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。県では、こうした問題についても、様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす取組を行っています。

（※1）ひのえうま

日本に残っている迷信です。「この年は火災が多い」、「この年に生まれた女性は気が強い」などと人々が信じ、この年の出生数が他の年と比べて極端に少なくなったりする社会現象が過去に見られました。

（※2）つきもの

動物や人の靈などが人間にとりつくと信じられている迷信で、今なお、差別意識が残っており、とりついたとされる人を嫌ったり、恐れたりするものです。

3 アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活様式など、独自の豊かな文化をもった民族ですが、過去の政策などにより、アイヌ語の使用や独自の風習が禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。このため、国は、1997（平成 9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、また、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進の関する法律」が施行されました。こうした法律等の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めています。

4 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として 17 名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者 875 名（2020（令和 2）年 10 月現在）に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。一方で、拉致被害者やその家族が高齢となる中、拉致被害者全員の帰国は実現しておらず、加えて拉致問題等に対する国民の关心の希薄化が懸念されています。拉致問題等についての県民の关心と認識を深めるため、国や市町村と連携を図り、拉致問題等の広報・啓発を進めています。

5 ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や病気による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきてていると言われています。

2015（平成 27）年には、生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレス対策として、一時生活支援事業（衣食住の提供）、自立相談支援事業（生活習慣の改善、就労支援等）などの活用が可能となりました。必要な個別支援、相談対応等が適切に実施するとともに、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発を進めています。

6 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

国連では、2000（平成 12）年に人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書が採択されており、人身取引の撲滅は国際的に重要な課題です。我が国でも、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、人身取引の受け入れ国として非難されている現状があります。島根県では、風俗営業所等での違法行為の取り締まりの強化、県民への理解の促進と被害者が相談や保護を求めやすい環境づくりを進めています。

7 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、1945（昭和 20）年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまるなどを余儀なくされた人々です。帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、帰国した後も言葉や生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族の生活の安定のために自立を助ける人や通訳の派遣などを行っています。

8 災害と人権

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所におけるプライバシーの確保や、高齢者、障がいのある人など、災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者に対する配慮が必要であると分かりました。加えて、福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心無い嫌がらせなどが発生しました。こうした状況をふまえ、被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりを進めています。

子ども自身が困ったときに相談できる 電話、メール、チャットです。 子どもに知らせておいてください。

1 子ども (本文 p4)

名 称	電話番号	相談日時等
子どもの人権 110 番 (松江地方法務局)	0120-007-110 (IP 電話は 0852-26-7867)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
子どもと家庭電話相談室 (島根県)	0120-258-641	毎日 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 9 時 30 分
子どもほっとラインもしもしにやんこ (NPO 法人ほっと・スペース 21)	0120-225-044	毎月第 1 日曜日 午後 2 時～午後 6 時
チャイルドライン (NPO 法人チャイルドラインしまね)	0120-99-7777	毎日 (祝日、年末年始を除く) 午後 4 時～午後 9 時
オンラインチャット相談 (NPO 法人チャイルドラインしまね)	https://childline.or.jp/chat	毎月第 1・3 水～土曜日 第 2・4 木～土曜日 午後 4 時～午後 9 時
いじめ相談テレフォン (島根県教育委員会)	0120-874-371 0120-779-110	毎日 24 時間対応
ヤングテレホン／けいさつ・いじめ 110 番 (島根県警察)	0120-7867-19 (なやむなとーく)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
みこぴーヤングメール (島根県警察)	young-m@joe2.pref.shimane.jp ※メールの返信には数日かかることがあります。	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
人権相談窓口 (島根県人権啓発推進センター)	0852-22-7701 (松江) 0855-29-5530 (浜田)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

10 性的指向、性自認等 (LGBT 等) (本文 p22)

名 称	電話番号	相談日時等
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338 ガイダンスが始まった後「4」を押すと、セクシュアルマイノリティ専門ラインにつながります	毎日 24 時間対応 (FAX も可)
SNS チャット『困りごと情報提供』 (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	https://form.comarigoto.jp/sexual_minority	水・金・日曜日 午後 4 ～ 午後 10 時
心の健康相談 (島根県立心と体の相談センター)	0852-21-2885	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 9 時～午後 5 時
子どもの人権 110 番 (松江地方法務局)	0120-007-110 (IP 電話は 0852-26-7867)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
人権相談窓口 (島根県人権啓発推進センター)	0852-22-7701 (松江) 0855-29-5530 (浜田)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

11 インターネットによる人権侵害 (本文 p24)

名 称	電話番号	相談日時等
インターネット人権相談受付窓口 SOSe メール (法務省)	https://www.jinken.go.jp/kodomo	
ヤングテレホン／けいさつ・いじめ 110 番 (島根県警察)	0120-7867-19 (なやむなとーく)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
みこぴーヤングメール (島根県警察)	young-m@joe2.pref.shimane.jp ※メールの返信には数日かかることがあります。	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
人権相談窓口 (島根県人権啓発推進センター)	0852-22-7701 (松江) 0855-29-5530 (浜田)	月～金 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

児童が取り組んだ 「みんなが住みやすい町」への第一歩

島根県立松江清心養護学校小学部における、総合的な学習の取組を紹介します
～多様な生活をする人への理解を深め、みんなが住みやすい町にするためには何ができるか考えました～

①アイマスク体験

アイマスク体験を通して、視覚に障害のある人の生活を体験しました。何気ない動作でも難しいことが分かりました。



①

②バリアフリー探検

学校の近くに出かけて、視覚に障害のある人を助けるバリアフリーを見つけたり、調べたりしました。



②



③

③盲学校との交流

盲学校の友達や先生と交流しました。点字を読む友達の様子を見たり、困る場面を聞いたりしました。また、周りの人からどのように声をかけてもらいたいかを教わりました。



④



⑤

④学習発表会

学習発表会では、視覚に障害がある人が困っている場面で、自分たちにできることを考え、寸劇で表現しました。



⑥

⑤車椅子の方へのインタビュー

車椅子生活を長く送っておられる方から体験談や困る場面を教わりました。

⑥ラジオ CM 制作

みんなが住みやすい町にするために、“みんなが助け合えたらいいな”というメッセージを発信したいと考え、FM 山陰と協力し、「優しい一步をふみ出そう」の CM を制作しました。CM は山陰広告賞銀賞を受賞しました。現在も放送中なので多くの人に聴いてもらいたいです！



←放送されたCMは
こちらのQRコードから

[提供 島根県立松江清心養護学校小学部]

「子どもの権利条約」について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもたちが幸せに暮らせることを願って、1989（平成元）年に国際連合で採択され、1990（平成2）年国際条約として発効しました。日本は、1994（平成6）年に批准しました。

この条約には、18歳未満の子どもがもっている権利が書いてあります。子どもの権利はどんなものかということをしっかりと理解し、大人や子ども自身が子どもの権利を守っていくことが大切です。

「子どもの権利条約」の一部

【みんなの権利】

前文

- 第1条 「子ども」とは？
- 第2条 どんな差別もいけません
- 第6条 命はかけがえのない一番大切なものの権利
- 第12条 自分の意見は自由に言えます
- 第13条 自分の思いや考えを自由な方法で表現できます
- 第14条 自分なりの考えをもつことや何かを信じることは自由です
- 第16条 ひみつは守られます
- 第23条 だれでも権利は同じです
- 第28条 子どもはだれでも勉強することができます
- 第29条 教育は子どものもっている良いところをのばします
- 第31条 遊んだり、ゆっくり休んだりすることは守られます



【みんなの権利を守ります】

- 第3条 大人は子どもにとってもっとも良いことを考えます
- 第18条 親は子どもを大切にしなくてはいけません
- 第19条 大人は子どもをひどいめにあわせてはいけません
- 第32条 子どもはむりやり働かされることはありません
- 第33条 大人は有害なことから子どもを守ります
- 第34条 大人は子どもにひどいことをしようとしている大人から守ります

【みんなの権利をひろめます】

- 第42条 この条約について教えます

島根県人権啓発活動ネットワーク協議会
(松江地方法務局・島根県・島根県人権擁護委員連合会)
島根県環境生活部 人権同和対策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL0852-22-5901
ホームページに掲載しています。 <http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/>

イラスト 玉木喜久代